

# J A F 公認 e モータースポーツ国内リーグ競技規定

2023年11月29日制 定  
2024年 1月 1日施 行

## 第1章 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）はモータースポーツを種目とするeスポーツ（以下「eモータースポーツ」という）の健全な発展を図るため、J A Fが公認するeモータースポーツリーグ競技の開催に関し、以下の通り定める。

J A F公認eモータースポーツ国内リーグ競技は「F I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその細則（本リーグ競技規定を含む）ならびに当該リーグ競技関連規定」に沿って開催される。

### 第1条 定義

- eモータースポーツ国内リーグ：  
あらゆる形式のあらゆる仮想、電子自動車競技において組織される競技団体。
- リーグ競技：  
参加者がそれぞれに競技を行い、競技結果を総合した成績によって順位を決定する競技。

### 第2条 eモータースポーツ国内リーグの数

J A Fが定める期間において、ライセンスを与えるeモータースポーツ国内リーグは1団体とし、公募により選定する。

### 第3条 eモータースポーツ国内リーグ競技の格式

準国内格式に準拠する。

係る手続きについて、国内競技規則細則 自動車競技の組織に関する規定および国内スポーツカレンダー登録規定にならう。

### 第4条 eモータースポーツ国内リーグ競技の年間開催数

リーグ競技は年間で複数回開催されなければならない。

### 第5条 競技結果成績の認定および賞の授与

J A Fはリーグ競技の結果成績を認定し、リーグ競技上位入賞者として認定された者に対して賞典を与える。

## 第2章 eモータースポーツ国内リーグ競技の開催に関する規定

### 第6条 オーガナイザー

J A F eモータースポーツ国内リーグ競技を開催するオーガナイザーは、J A Fとのライセンス契約を締結のうえ、自動車競技の組織に関する規定に基づき、J A Fに登録された下記の団体でなくてはならない。

- 公認クラブ
- 加盟クラブ
- 公認団体
- 加盟団体

### 第7条 競技会役員

オーガナイザーにより競技役員として認められた者。

## 第8条 リーグ競技の登録申請

リーグ競技の登録申請は、前年の12月31日までにカレンダー登録申請すること。

## 第9条 競技会の名称

J A F 国内競技規則細則 自動車競技の組織に関する規定 第3条1. 競技会の呼称に記載の通りとする。

## 第10条 開催における遵守

e モータースポーツ国内リーグ競技の開催にあたり、オーガナイザーは関係する法令の遵守および使用ソフトウェアのIPホルダーへの許諾を得ている必要がある。

## 第11条 広報

オーガナイザーは、当該レースの開催および競技運営等に関する広報を行う場合は、その内容について事前にJ A F に共有しなければならない

# 第3章 参加に関する規定

## 第12条 参加資格

オーガナイザーにより参加を認められた者。

## 第13条 参加者の対象年齢について

使用するソフトウェアの対象年齢および推奨年齢に沿った参加資格やイベントフォーマットの設定を行うこと。

# 第4章 リーグ競技規定の施行に関する規定

## 第14条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本リーグ競技規定を適用できない場合には、J A F がその処置を決定する。

## 第15条 本規定の変更

J A F は年度途中においても本規定を見直す場合がある。

## 第16条 本規定の施行

本規定は2024年1月1日から施行する。

以上